

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	公立文教施設事務経費	担当部局庁	大臣官房文教施設企画部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和33年度～	担当課室	施設企画課防災推進室	防災推進室長 笠原 隆				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅱ-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭28年法律第247号)第7条	関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	公立文教施設事務経費は、当該年度の公立文教施設整備事業の実施に関して、適切・効率的に事務を処理するために補助(支出)することを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	公立学校施設災害復旧事業のため、国の業務の一部を委任されている事務処理に対して必要な経費を都道府県に補助する経費である。 【補助率】 公立文教施設整備等都道府県事務費交付金：10/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	196	-	-	106	302			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	()年度				
	東日本大震災により被災した学校施設の災害復旧を行い安全・安心な施設に復旧することを目的としており、定量的な成果指標を示すことができない。							
単位当たりコスト	約36千円/件		算出根拠	106(百万円)/2,960(件)				
事業所管部局による点検								
項目			内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			東日本大震災により被災した公立学校施設の災害復旧を行い、学校教育の円滑な実施を確保することを目的としており、「減災」の考え方にかなうものである災害復旧事業に係る国の業務の一部を法律等に基づき、都道府県教育委員会に委任している事業である。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			学校教育の円滑な実施及び避難場所として災害時の拠点として、公立学校の施設を早期に復旧する必要がある、被災地のニーズ及び優先度ともに高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			都道府県域内の公立学校施設の災害復旧事業を効率的に実施させるために必要な経費を交付するものであり、効果的な事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			公立学校施設災害復旧費国庫負担法等に基づき都道府県教育委員会に国の事務の一部が委任されており、効率性は考慮されている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			公立学校施設災害復旧費国庫負担法第7条で「国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が第3条の負担の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付する」と規定されており、国と都道府県教育委員会の役割分担は明確となっている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			公立学校施設の災害復旧事業に限定していると共に、学校教育の円滑な実施を確保するために必要な事務を都道府県教育委員会に委任していることから計画的に実施されるものとなっている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになってきているか。			災害復旧事業に関連して実施される事業であり、迅速な着手・執行が可能である。また、事業の執行や透明性については、災害復旧事業に限定される事業であることから事業の執行や透明性の確保、進行管理は適切に行われる。					